

## 子育て世帯生活支援特別給付金支給のご案内



あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金を申請不要で受け取れます。

## 1. 支給対象者は

- ① 又は ②に当てはまる方です。
  - ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方(受給者)であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
  - ②対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(特別児童扶養手当の支給対象児童については20歳未満))の養育者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方

## 2. 支給対象児童

- 2004年(平成16年)4月2日から2022年(令和4年)3月31日生まれの児童(障害児は2002年(平成14年)4月2日生まれ以降)

## 3. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

## 4. 給付金の支給手続き(8月10日頃振込予定)

- 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している対象者①の方は、手当の受給口座に振り込みます。
- 高校生等のお子さんのみ養育する対象者②の方は、「南山城村子育て応援給付金」の受給口座に振り込みます。

## 【ご注意ください】

※給付金の支給を希望しない場合、同封の受給拒否届出書を提出してください。(7月27日必着)

※給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、給付金を返金していただく必要があります。(遅れて確定申告を行ったなど、給付金受け取り後に住民税が課税になった場合や、二重に受給した場合など)

※児童手当等の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る場合は、振込指定口座を変更する手続きが必要ですので担当課までご連絡ください。

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 南山城村役場 税住民福祉課

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)」 担当：米澤

0743-93-0103

(受付時間：平日8:30~17:15)